

物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	飲料缶売払い（単価契約）【リサイクルステーション分】 予定数量:97,000K g
引渡場所	受注者の処理施設（市及び市委託業者の車両による直接搬入）
引渡期限	令和7年9月30日

単価契約区分	単価契約
消費税率	1 0 %

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	予定数量	数量 単位	積算単価	積算金額	積算摘要	前回 数量	数量 単位	前回金額
1	飲料缶	-	97,000	K g						

飲料缶売払い（単価契約）に関する仕様書

1 目的

本契約は、豊田市（以下「甲」という。）がリサイクルステーションにおいて市民から回収した飲料缶を、当該物品の選別・圧縮等の処理能力を持つ受注者（以下「乙」という。）に売り払うことで、金属資源の循環利用を推進することを目的とする。

なお、豊田市物品売払い契約約款と本仕様書が異なる場合は、本仕様書の定めを優先する。

2 売払い物品

飲料缶（アルミ缶・スチール缶混合、未処理）

※混合割合（アルミ缶約 85%、スチール缶約 15% 処理実績から算定）

※混入割合に変動があった場合も売払単価は変更しない。

3 入札参加資格

旧豊田市（平成 17 年 4 月 1 日の市町村合併前の豊田市内）に処理施設を有すること。

4 搬入期間

令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

5 搬入方法

甲及び甲が委託した業者の車両による直接搬入

6 搬入見込み量

97,000 kg

※搬入数量に変動があった場合も売払単価は変更しない。

7 搬入及び処理等の条件

（1）搬入場所

旧豊田市（平成 17 年 4 月 1 日の市町村合併前の豊田市内）にある乙の処理施設

※搬入場所は 1 か所に限るものとする。

（2）搬入車両

下記の搬入車両の受入が可能であること。

車両寸法：全長 733 cm、全幅 228 cm、全高 320 cm

積載量：3,400 kg

搬入台数：1 日 5 台程度（繁忙期には 1 日 10 台程度）

（3）荷姿

プラスチック製の折り畳みができる容器（1 m×1 m×1 m 約 1.8 kg）

飲料缶満載時で 1 袋約 20 kg

(4) 搬入日時

曜日：月曜日から金曜日、甲が指定する日曜日

※国民の祝日にあっても搬入を行う

時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 処理

- ・混合状態の飲料缶をアルミ缶及びスチール缶に選別し、それぞれについて資源化すること。
- ・搬入見込み量を十分処理できること。
- ・甲の飲料缶のみを単独で処理し、他の物と混合しないこと。
- ・搬入後の飲料缶は概ね翌日までに処理すること。
※ 1 日当たり最大 2 5 0 袋程度が搬入される場合がある。
- ・飲料缶の処理が完了し使用済となった容器は、次回以降の飲料缶搬入時に、搬入数と同数を甲が回収できるよう保管すること。
- ・使用済容器の保管に当たっては、本売払契約において使用された甲の容器のみを単独で保管し、他の物と混合しないこと。

(6) 計量

- ・計量は、乙の秤で計量 (kg) すること。
- ・搬入時の計量は、荷卸し前後の 2 回計量とする。
- ・処理後のアルミ缶及びスチール缶をそれぞれ計量すること。

(7) その他

- ・安全、円滑な搬入を行うための車両の通行・転回場所、搬入時の待機場所及び荷卸し時の作業場所が十分に確保されていること。
- ・搬入 (荷卸し) する容器の保管場所が、十分に確保されていること。
※ 1 2 0 袋 (6 0 袋×2 段置き) が保管できる 6 0 m²以上の保管場所を確保すること。

8 搬入手順

(1) 荷卸し前の計量 (乙の計量器)

(2) 搬入個数の確認 (甲の申し出数を乙が確認)

(3) 荷卸し (甲)

(備考) 容器からの飲料缶の取出しは行わない。

(4) 保管されている使用済容器の回収 (甲)

(備考) 運用上の都合により回収を行わない場合もある。

(5) 荷卸し後の計量 (乙の計量器)

9 所有権の移転

売払い物品にかかる所有権の移転は、豊田市物品売払い契約約款第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、本仕様書 8 (3) に記載の荷下し後、甲から乙に移転するものとする。

10 報告

乙は月ごとに月末日を整理日として、以下の内容について整理日から15日経過する日までに書面にて甲に報告すること。なお、様式は任意とする。

- ・搬入車両ごと及び搬入日ごとの実績並びにその合計
- ・素材別（アルミ缶・スチール缶）の処理実績

11 売払い代金の支払方法

売払い代金は、下記による方法で支払うこと。

- (1) 月ごとに月末日を整理日として、搬入数量を確定すること。
- (2) 甲は乙の報告により納入通知書を乙に送付し、乙は、甲の指定する方法で支払うものとする。
- (3) 納入金額^{※1}の算定は、
1 kg当たりの単価（税抜き）×搬入重量^{※2}×（1+消費税率）とする。
※1 納入する金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
※2 搬入重量は、容器の重量を差し引いたものとする。

12 契約の解除

豊田市売払い契約約款に掲げるもののほか、甲は、乙が次の各号の基準に適合しなくなったときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が本仕様書の内容を施行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受注しようとする内容の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (2) 乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- (3) 乙が自ら受注する内容を実施する者であること。

13 その他

- (1) 乙は受注内容を実施するに当たり、生じた従業員の災害について全責任を持つものとし、理由の如何を問わず、甲は責任を負わないものとする。ただし、甲の責任において生じた場合は除く。
- (2) 乙が甲の備品を亡失、破損等した場合は、乙はその責任を負うものとする。
- (3) 甲が搬入した物に含まれる不適物は、乙の廃棄物として処分するものとする。
- (4) 乙は契約締結後、速やかに乙の営業日を記載した書類を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。